

## 概 要

審査請求人の傷病は原傷病が再発したものと認められることから、療養補償給付の請求を不支給とした原処分を取り消した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、工事現場で就労中、飛散した機械部品の一部が右目にあたり負傷（右側眼球破裂）、角膜移植手術等が施行され、症状固定（治ゆ）となり、障害等級第8級と認定された。

(2) その後、請求人は、右目に水が溜まり痛みを生じるようになったため、再び医療機関を受診したところ、「右角膜移植後、眼球破裂陳旧等」と診断され、角膜全層移植手術（以下「再手術」という。）を受けた。

請求人は、症状固定後の傷病について原傷病が再発したものとして、療養補償給付の請求をしたが、監督署長は、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

目に水が溜まり痛みが生じ、「治療のために再手術が必要」との医療機関での診断により再手術を受けた。再手術後は、痛み等がなくなり症状の改善が見られたから、再発と認定されるべきである。

### 3 原処分庁の意見

(1) 本件傷病が原傷病と相当因果関係があると認められるか

再手術は、業務災害で負傷した右眼球に再度角膜移植を行ったものであり、業務災害により残存していた障害に対するものと認められる。

(2) 症状固定時の状態からみて明らかに症状が悪化しているか

症状固定時の障害は、「1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの」（第8級の1）と認定されている。この点、再手術直前の請求人の症状は、再手術前の疼痛の訴えはあるが、視力等の状態については症状固定時から変化しておらず、その程度は障害等級第8級を上まわるものとは認められない。

(3) 療養を行えば症状の改善が期待できると医学的に認められるか

医師は、「眼底が良好に透見できる状態に改善した」と所見し、請求人も「疼痛が緩和した」と申述しているが、C地方労災医員は「再手術にて視力の改善は不能であり、今回の手術の必要性はなかった」と意見していることから、あくまで対症的に再手術を行ったものと判断した。

(4) 結論

以上により、本件傷病は、再発の要件に該当しないものと判断した。

#### 4 審査官の判断

(1) 本件傷病が原傷病と相当因果関係があると認められるか

請求人は、本件傷病の発症時において原傷病と同一部位の右眼の疼痛を訴えており、この原因について、審査官が意見照会を行った D 医師は、「当初の外傷に起因し症状が悪化していることによる」と所見している。本件傷病は、原傷病により発症したものと認められる。

(2) 症状固定時の状態からみて明らかに症状が悪化しているか

D 医師は、請求人の右眼の痛みについて、「診療経過や画像所見から、当初の角膜移植手術の後、「角膜症」の症状が生じたことによる」と所見しており、症状固定時の症状と比して本件傷病の状態は増悪しているものと認められる。

(3) 療養を行えば症状の改善が期待できると医学的に認められるか

審査官が意見照会を行った B 病院の医師や D 医師は、「再手術を行うことにより角膜症の疼痛の軽減が見込まれる」と所見しており、事実、再度の角膜移植後手術前にあった痛みが改善している状況が認められる。したがって、再手術によって請求人の症状の改善が認められるといえる。

(4) 結論

以上により、本件については、原傷病と本件傷病との間に相当因果関係が認められ、症状固定時の状態からみて症状が悪化し、かつ、療養によってその症状が改善される見込みのあることが医学的に認められることから、再発の要件を満たしている。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。